

大規模集客施設等に関するお願い

大規模集客施設等について、営業時間短縮等を要請します。

要請期間：令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで		
対象区域：措置区域		
■商業施設等		
施設の種類	内 訳	1,000m ² 超
商業施設（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	（法第24条第9項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設（生活必需サービスを除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
■イベント関連施設		
施設の種類	内 訳	1,000m ² 超
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	（法第24条第9項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで ※イベント開催の場合は21時までの営業可
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	
博物館等	博物館、美術館等	
結婚式場	結婚式場	飲食店等に準じる。

※遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いに

よる特措法第31条の6第1項に基づく要請の対象（「飲食店等に関するお願い」参照）

- ・人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
- ・飲食店等の取扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容（特措法第31条の6第1項）に準じる。